



鯖江市

農業委員会だより

発行 鯖江市農業委員会

〒916-8666
鯖江市西山町13番1号

電話 0778-53-2234
FAX 0778-51-8153
E-mail:SC-NoSeisaku@city.sabae.lg.jp
https://www.city.sabae.fukui.jp

令和8年度「農業施策の拡充に関する要望書」を市長および議長へ提出



市長あて要望提出



市議会あて要望提出

「持続可能な農業の実現に向けた経営対策の推進について」など5項目について要望書を提出しました。

もくじ

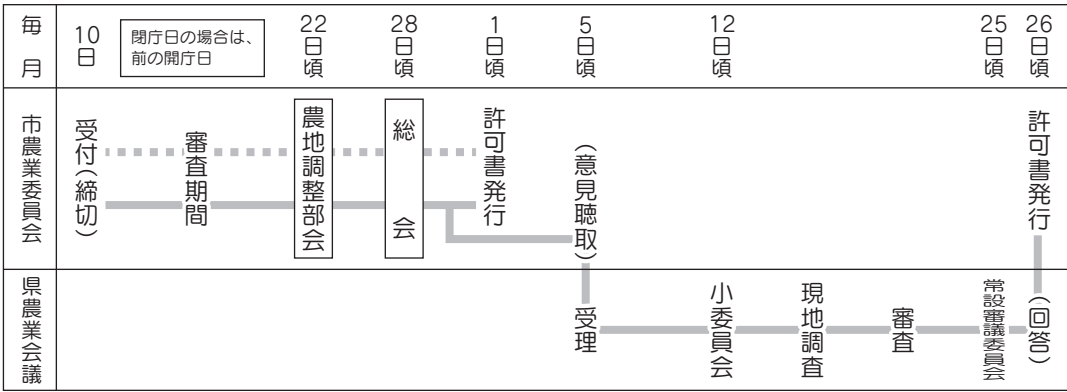
■ 農地法事務の取扱い基準	2	■ 農業者年金のご紹介	3
■ 令和8年度鯖江市の主な農政関係事業(予算)について	4・5		
■ 令和8年度鯖江市農地賃借料情報(参考)および令和8年度農作業標準料金(目安)について	6		
■ 農地中間管理事業をご活用ください	7		
■ 会長農林水産大臣表彰・ねこの手事業	8		

農地法事務の取扱い基準

農地または採草放牧地の権利移動・設定を行う際には農地法第3条、農地を転用するには第4条（農地の転用の制限）、もしくは第5条（農地または採草放牧地の転用のための権利移動・設定の制限）の許可申請を行わなければいけません。

申請を出してからどのような手順で許可書が発行されるのか見てみましょう。

①許可がおりるまでの流れ(3条の流れは点線、4・5条の流れは実線)



農地法第4・5条許可書発行までの標準日数は**3週間**です。(一定の要件に該当する場合には**6週間**となります。)

農地法第3条許可書発行までの標準日数は**3週間**です。

10日が開庁日の場合は、直前の開庁日が締切となります。

※4・5条申請で、申請地が農振農用地や第1種農地の場合、あるいは転用面積がおおむね2,000㎡を超える場合には(一社)福井県農業会議の意見を聴取するため標準日数は6週間となります。

②農地法第4・5条の許可の基準(一般基準と立地基準の両方からの視点で審査します。)

一般基準・・・農地を転用して申請に係る目的を確実に実行できるかどうか。

- 転用行為を行う資金および信用があるかどうか。
- 農地の転用行為の妨げとなる権利者の同意を得ているかどうか。(地役権、仮登記など)
- 許可後に遅滞なく転用計画を実行するかどうか。

転用予定地に公有地が含まれていたり、地役権等が付いていると時間がかかるので早めの対応が必要です。

立地基準・・・周辺の営農状態に支障を及ぼさないかどうか。

- 転用可能な「第3種農地」であるかどうか。→第3種農地とは……
- ☆上下水道管が埋設されてある道路の沿道で、500m以内に教育施設、医療施設その他の公共施設が存在している地域。
- ☆住宅が連たんしている地域および都市計画法の用途指定区域内。
- ※第3種農地以外の農地であっても転用計画によっては許可がおりる場合もあります。

③農地法第3条の許可の基準(下記の要件を満たしているかどうか審査します。)

- 権利を取得しようとする者が、農業経営に用いる農地のすべてについて効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められるか。(全部効率要件)
- 権利を取得しようとする者またはその世帯員が農作業に常時従事しているか。(常時従事要件)

④必要な書類・・・申請書提出と同時に必要な書類があります。

- 〈農地法第4・5条〉
- 土地の登記簿謄本、地籍図
 - 位置図、付近図、配置図、平面図
 - 隣接農地への被害防除概要書
 - 資金計画書、資金証明
 - 土地改良区の意見書
 - その他農業委員会が必要とした書類

- 〈農地法第3条〉
- 土地の登記簿謄本、地籍図
 - 位置図、付近図
 - 農地等利用計画書
 - 3年3作の念書、確約書
 - 水稻共済加入申告の同意書(水田のみ)
 - 土地改良の得喪通知書

転用計画により必要となる書類は異なります。転用しようと考えている方は農業委員会にご相談ください。(直通53-2234)



国が支える、大きな安心!
ご家族そろっての加入がおすすめ!



農業者年金のご紹介

あなたの老後の備えは十分ですか?
農業者年金で安心して豊かな老後を!

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

年間60日以上
農業に従事

国民年金第1号被保険者
(国民年金保険料納付免除者を除く)

65歳未満
60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者

●途中脱退、再加入も可能です。

※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(負荷年金保険料月額400円)への加入が必要です。

※農業者年金と国民年金基金(旧みどり年金を含む)及び個人型確定拠出年金(iDeCo)は重複加入できませんのでご注意ください。

※脱退した場合、納めた保険料は、その後も農業者年金が運用を続け、将来、年金として支給します。そのため、脱退一時金はありません。

農業者年金の特徴

- ①積立方式・確定拠出型年金で少子高齢時代に強い
- ②終身年金。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金がある
- ③保険料が自由に決められる
月額2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)から6万7千円の間で、千円単位で選べる
- ④税制面で優遇措置がある
保険料は全額社会保険料控除の対象!
- ⑤一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある
(39歳までに加入・認定農業者で青色申告者等)



受給者ご家族のみなさまへ

- 将来、受給者の方が亡くなられた場合は、10日以内に死亡届をJAへ提出してください。年金は、死亡した月まで受給できます。

受給者のみなさまへ

- 住所、振込口座の変更届はすみやかに!
住所の変更や年金の振込口座を変更する場合には、最寄のJAまたは農業委員会に相談してください。

令和8年度 鯖江市の主な農政関係事業(予算)について



< 作物栽培に対する支援 >

事業名	事業概要	事業内容	予算(千円)
地域営農再生推進事業	麦・大豆・そば・園芸作物・加工用米等の生産支援を行うことで、特産品生産振興、食糧自給率向上、農家所得維持を図る。	麦・大豆・そばの基幹作付 ……6,600円/10a 良質大豆助成 ……4円/kg 加工用米、備蓄用米作付 ……4,200円/10a 飼料用米作付 ……2,400円/10a 周年作の大豆作付 ……7,200円/10a 〃 景観用作物 ……4,000円/10a 〃 そば作付 ……2,400円/10a 〃 特産品作付 ……10,000円/10a 水田への景観用さばえ菜花作付 ……4,800円/10a	35,000
さばえブランド米支援事業	特別栽培米作付への支援や土壌改良資材購入助成などを行うことで、環境にやさしい農業、消費者ニーズにあったおいしい米づくりを推進する。	無農薬・無化学肥料 ……5,000円/10a 減農薬(5割削減)・無化学肥料 ……2,500円/10a 減農薬(5割削減)・減化学肥料(5割削減) ……1,500円/10a 担い手農家の土づくりの資材 ……2,000円/10a	8,799
	さばえ菜花米の取り組みの支援を行う。	さばえ菜花米の土づくり資材購入助成 ……4,000円/10a さばえ菜花米作付助成 ……5,000円/10a	
	さばえ米の品質向上(病害虫対策)への取り組みを支援する。	カメムシ等の一斉防除にかかる経費の助成 ……2,000千円	
さばえエコ農業支援対策事業	化学肥料・化学農薬を5割以上低減し、地球温暖化、生物多様性保全などの環境保全型農業に取り組む農業者団体等を支援する。	< 農業振興地域内農用地 > 有機農業 ……14,000円/10a カバークロップ ……5,000円/10a ※取組み内容によって補助単価が異なる。	5,820

< 農業機械購入に対する支援 >



事業名	事業概要	事業内容	予算(千円)
水田農業促進事業	認定農業者等へ農業機械購入および排水工事の助成を行うことで、水稻および畑作物の効率的な生産を支援する。	< 担い手作業効率化支援事業 > 水稻用農業機械 ……補助率1/3 限度額 300千円 水稻用色彩選別機 ……補助率1/3 限度額 500千円 畑作物用農業機械 ……補助率1/2 限度額 300千円 排水工事 ……補助率1/2 限度額 500千円 スマート農機 ……補助率1/2 限度額 500千円	20,358

< 新規就農・新規雇用に対する支援 >



事業名	事業概要	事業内容	予算(千円)
新規就農者経営支援事業	新規就農者等の就農を支援することにより、担い手育成を図る。	①新規就農者経営支援事業(農業次世代人材投資事業) 新規就農者の経営開始時の経営確立を支援する資金 ②親元就農支援金事業 農家子弟が就農した農業経営体に対しての経営支援補助 ③新規就農者機械等整備支援事業 親元に就農した新規就農者への機械購入費補助 ④農業法人等次世代促進事業 農業法人等の雇用にかかる経費の補助	5,200

< 食育推進に対する支援 >



事業名	事業概要	事業内容	予算(千円)
元気さばえ食育推進事業	市食育推進計画による事業を進めることで、食に関する知識と食を選択する力を習得し、地域の食育を推進する。	地場産学校給食の実施、おいしさを探検する学習(小学校3年生)、おいしさを引き出す学習(小学校5年生)の実施、さばえベジランチフェアの開催	7,926



<園芸生産・加工品開発に対する支援>

事業名	事業概要	事業内容	予算(千円)
「さばえ野菜」産地育成支援事業	園芸作物の品質に応じた出荷助成、小規模ハウス等の設置や老朽化したハウス等の機能向上にかかる経費助成などを行い、生産を支援する。	①地場産園芸ハウス設置支援事業 ②園芸・特産物振興事業 ③園芸作物出荷支援事業	13,046
6次産業化応援事業	鯖江産農産物を使用した加工品の開発や販路開拓に取り組む事業者を支援する。	①鯖江産農産物を使用した加工品開発……………上限400千円 ②鯖江産農産物の販路開拓……………上限200千円 ③農産物PR業務委託	1,768



<鳥獣害に対する支援>

事業名	事業概要	事業内容	予算(千円)
鳥獣害のない里づくり推進センター事業	「けものアカデミー」など鳥獣害対策を行う。	さばえのけものアカデミー、地域の情報交換会等の開催 山ぎわに牛放牧による対策の委託 鳥獣害対策の普及・啓発	5,607
有害鳥獣駆除事業	農林業に被害を及ぼす有害鳥獣駆除。	有害鳥獣捕獲委託	18,320
農作物被害対策事業費	電気柵・ネット柵の設置支援、獣害防止柵管理への支援、防護柵の修繕支援等をおこなう。	・電気柵・ネット柵の補助 ・獣害防止柵管理に対して長さに応じた支援 ・サル追払用エアガン、ネット柵扉改修、点検管理道の修繕支援	7,153

◎令和8年度は電気柵・ネット柵の県補助金の市負担率を引き上げて、地元負担金を1/6に引き下げます。



<農地維持管理に対する支援>

事業名	事業概要	事業内容	予算(千円)
多面的機能支払交付金事業 ※土木課 農林整備G 53-2235	農地・農業用施設、農村環境の保全向上活動を実践する組織を支援する。	・農地維持支払……………51,421千円 田3,000円/10a 畑2,000円/10a ・資源向上支払……………38,601千円 田1,800円/10a 畑1,080円/10a ・長寿命化……………68,472千円 田4,400円/10a 畑2,000円/10a ・農業用施設保全管理事業……………1,873千円 田2,200円/10a ※取組み期間等によって補助単価が異なる。	160,367

* 事業予算は現時点の内容であり、今後変更となる可能性があります。
※詳しくは農林政策課までお問い合わせください。(電話53-2232~2234)

福井県からのお知らせ

<区画拡大等に対する支援>

事業名	事業概要	事業内容	予算(千円)
大区画等加速化支援事業	生産性の向上を図るため、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画等の取組を支援します。	畦畔除去……………【直営】4~5万円/100m ……………【委託】4~5万円/100m 区画拡大……………【直営】6~26万円/10a ……………【委託】7~36万円/10a その他メニューあり ※【直営】農業者が自ら施工する場合 【委託】業者等に委託する場合 ※助成単価は上限額であり、事業条件により助成単価は決定します。	-

※詳しくは、福井県丹南農林総合事務所農村整備部計画管理課までお問い合わせください。(電話 0778-23-4963)

令和8年度 農地賃借料(参考)および農作業標準料金(目安)について

令和8年度 農地賃借料(参考)について

農地賃借料とは、農地法の規定により情報提供するものです。また、農地賃借料情報はあくまで1つの「目安」として提供しているため、拘束力はありません。

本賃借料情報は鯖江市の農地賃借料の基本となるものではないため、土地の広さ、形状、水利等の条件により、当事者間で十分な協議をして賃借料を決定してください。

また、賃料の変更は両者の合意があればいつでも変更可能です。

【田(水稻)の部】

(単位 円/10a)

地区名	平均額	最高額	最低額
鯖江	10,500円	11,000円	9,000円
新横江	10,900円	11,000円	10,000円
神明	-	-	-
中河	10,300円	12,000円	5,000円
片上	12,400円	22,197円	11,000円
立待	14,000円	23,366円	10,000円
吉川	11,800円	14,000円	10,000円
豊	10,000円	11,400円	6,000円
北中山	11,000円	11,400円	7,000円
河和田	9,000円	22,081円	5,000円
(参考)平均	10,900円		

- * 令和7年1月から令和7年12月までに締結(公告)された農地の賃貸借における賃借料水準(10aあたり)を記載しております。
- * 賃借料が米で物納の場合、米の価格は令和7年度米の相対取引価格(令和7年10月末、11月末の平均)の福井産の玄米60kgの価格を使用しました。また、平均額は、面積による加重平均から求めた値です。
- * 上記データには、使用貸借(賃借料なし)による権利の設定は含まれていません。また、地区ごとの全賃借料の平均値±(平均値×70%)を超えるものを除いています。
- * 全国農業会議所により農地賃借料の必要データ数は、地区ごとに5件以上と定められており、神明地区については、データ件数が5件未満のため掲載しておりません。

令和8年度 農作業標準料金(目安)について ※記載料金はすべて税抜きで表示(単位 円/10a)

作業区分	標準料金	適用(追加料金は税抜きで表示)	
水 稲	荒耕	7,150	
	あぜぬり	4,300	100mあたり
	代かき	8,180	
	田植え	8,920	田植機使用・苗代は含まない。施肥田植機の場合適用。(肥料代別)
	直播(条播)	7,300	施肥田植機(種・肥料代別)
	防除	1,800	JA作業委託料金(1回分)(ラジヘリ、ドローン、薬剤代別)
	稲刈り	16,800	コンバイン使用(※生籾運搬は別途)
	秋起こし	7,150	
大 麦	乾燥・調製	1,320	JA作業委託料金(60kgあたり)
	耕起・播種	7,820	施肥・除草剤散布同時作業の場合は、それぞれ10a当り1,000円増しとなります。
	溝掘	4,000	ロータリートレンチャー使用
	防除	1,800	JA作業委託料金(1回分)(ラジヘリ、ドローン、薬剤代別)
大 豆	収穫	13,000	JA作業委託料金 団地化されている場合は、10a当り3,000円引きとなります。
	耕起・播種	7,640	施肥・除草剤散布同時作業の場合は、それぞれ10a当り1,000円増しとなります。
	溝掘	4,000	ロータリートレンチャー使用
	防除	1,800	JA作業委託料金(1回分)(ラジヘリ、ドローン、薬剤代別)
	収穫	13,000	JA作業委託料金
蕎 麦	培土	4,000	1回の作業につき
	耕起・播種	7,400	
	溝掘	4,000	ロータリートレンチャー使用
	収穫	11,000	JA作業委託料金

- * 農作業標準料金は、1区画30a以上の圃場を想定しております。小区画、変形田、倒伏田、および山間地帯の場合は、割増しとなります。1区画30a未満の圃場の場合は、標準料金に5~30%加算となります。
- * 農業用機械等の運搬に関する経費は、この作業料金には含まれていません。委託者と受託者で十分に協議をしてください。

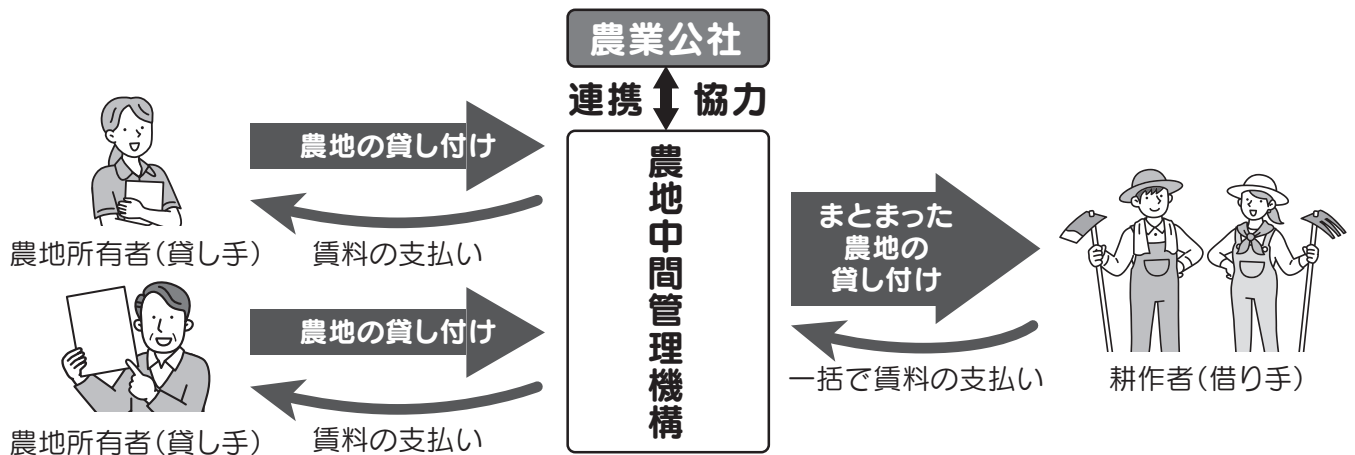
農地中間管理事業をご活用ください

農地中間管理事業とは？

- 農地中間管理事業は、農地の貸し借りを円滑に進めるために、都道府県が設置する「農地中間管理機構」が、農地を一時的に借り受け、意欲ある担い手に貸付する制度です。この事業により、農地の集積・集約化や団地化が進み、効率的な農業経営が可能になります。また、高齢化や後継者不足により耕作が困難になった農地も、有効に活用されるようになります。地域計画の策定後、令和7年4月から相対利用権での受付は終了しており、中間管理事業に一本化されています。

事業の仕組み

- 鯖江市では、公益財団法人農業公社グリーンさばえが福井県農地中間管理機構の窓口となり、原則10年以上の期間で農地の貸借手続きを行います。



貸し手のメリット

- 契約期間が終了した後は、農地は確実にお手元に戻ります。
- 相続税等の納税猶予の適用を受けることができます。
- 機構への貸し付けは、農業者年金制度の経営承継に該当します。

借り手のメリット

- 分散した農地を集約して借りられ、効率的な営農が行えます。
- 貸し手が複数いるときも、契約や支払を機構が取りまとめて行います。
- 長期間、安心して耕作ができます。

問合せ先(公財)農業公社グリーンさばえ
市役所農林政策課内TEL53-2234



長年の委員活動に評価 福島会長 農林水産大臣表彰



(福井県農林水産部長と福島氏)

このたび、鯖江市農業委員会会長を務める福島定己氏が、令和7年度「農業委員会等農林水産大臣表彰」を受賞されました。

福島氏は、農業委員として6期18年にわたり地域農業に向き合い、そのうち3期9年は会長を務め、委員会を取りまとめてこられました。違反転用の防止や遊休農地の点検を継続して推進し、農地の適正利用と保全に大きく貢献されています。

また、営農者としての経験を生かし、担い手への農地集約・集積にも尽力されました。現在は福井県農業会議の副会長として、県全体の農政にも広く携わり、現場の声を施策へとつなげる役割を果たしています。

ねこの手クラブ会員（農業有償ボランティア）募集

- ・農業を体験したい方
- ・鯖江市の農業を発展させたい方
- ・農家さんを支援したい方
- 農作業の人手が足りず困っている市内農家さんを支援しよう
- スキマ時間でOK、経験は問いません

・ステップ1 メンバーに登録(お気軽にお問い合わせください)

(公財)農業公社グリーンさばえ(市役所農林政策課内)

TEL:0778-53-2234 Mail:SC-NoSeisaku@city.sabae.lg.jp

・ステップ2 人手募集中の農家さんとマッチング

農家さんのところにお手伝いへGo!!

【ねこの手クラブとは】

- ・農家さんが猫の手も借りたい時期に、農作業のお手伝いをさせていただく農作業サポートグループです。
- ・どなたでも会員になれます。
- ・ねこの手クラブ会員を農家さんが直接雇用する形式です。作業料金は、直接農家さんから支払われます。

【約束事】

- ・依頼された作業は誠意をもって行うこと
- ・食事や水分はクラブ員が自ら持参すること
- ・作業用の着衣(作業着・手袋・長靴・雨具等)も、自分で用意すること

※詳細については(公財)農業公社グリーンさばえ(市役所農林政策課内)にお問い合わせください。

TEL:0778-53-2234 Mail:SC-NoSeisaku@city.sabae.lg.jp